

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他)		内閣府再整理 I~V I:実現が可能となったもの II:平成25年度概算要求等の検討がなされたもの IV:見解の相違から協議を一旦終了するもの V:自治体が再検討又は取り下げたもの等	
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
29	つくば国際戦略総合特区	次世代がん治療(BNCT)の開発実用化	○病院設置・普及型BNCT治療装置の開発 ・課題解決型医療機器の開発・改良に向けた国際・企業間の連携支援事業(経済産業省)等の研究開発 ・中性子を効率的に発生させるターゲットの研究開発を行うほか、発生した高エネルギー中性子を治療に適切な線量に調整する装置、経量評価・照射制御システムの開発に向けた取り組みを行っていく。(H23~H27年度)	BNCTの研究開発にあたり、当初、既製品で対応可能と思われる機器(電源設備等)がオーダーメイドで開発する必要が出てきた。研究開発をスケジュール通りに進捗させるためには、交付額の上限の緩和をしていただき、単年度あたりの事業計画を確実に実施する必要がある。 特区で推進する事業について、格別のお取り扱いをいただけるようお願いしたい。	-	-	-	経済産業省から、公募事業のため、別枠を設けて確実に支援することは困難であるとの見解が示されたが、協議を踏まえ、指定自治体が発存の「課題解決型医療機器等開発事業」を中心に最大限の支援を得られるよう取り組んでいくこととしたため協議終了。	V	
31	つくば国際戦略総合特区	藻類バイオマスエネルギーの実用化	○藻類バイオマスの大量生産技術の確立 ・H24年度からは、つくば市内の耕作放棄地2haにおいて、藻類バイオマスの屋外培養の研究開発に着手し、2019(H27)年度までに年間14tの藻類バイオマスの生産を達成して、大規模実証に必要な技術的課題の解決を目指す。 ・2015年度(H27年度)以降は、県内及び指定自治体の耕作放棄地等を活用して大規模実証を通して化石燃料のCO2に相当する生産技術を開立し、実用化の目安となる年間1.4万tの藻類生産炭化水素の生産を目指す。	新技術の確立・実証(技術実証等)の事業は1/2あるいは2/3の補助、新技術の確立・実証(実証施設の整備)の事業は1/2の補助となっているが、藻類は新作物として6次産業に位置づけ、また、特区でのプロジェクトであることから、どちらも定額補助(100%補助)として頂きたい。	B	六次産業化法の研究開発・成果利用計画の認定を受けた事業者が行う場合、緑と水の環境技術革命プロジェクト事業において、補助率2/3の支援を受けることができます。	a	六次産業化法の研究開発・成果利用計画の認定を受けることで、平成25年度より緑と水の環境技術革命プロジェクト事業において、補助率2/3の支援を受けることができるため。	農林水産省から、補助率を2/3とする財政支援要望については六次産業化法の研究開発・成果利用計画の認定を受けることにより対応可能との見解が示され、指定自治体は要望が可能となると判断し了解したため協議終了。	I